

もしもシリーズ ～お金がない！～

番外編第4弾は、『もしも相続財産が不動産等ばかりで、金銭による相続税納付が困難だったら』です。

税金は現金にて一括納付が原則です。しかし相続税（贈与税）の場合、相続財産の種類によっては手元に現金がない・・・なんてことも。こんな時、税金を分割払いにできる制度が「延納」で、相続税では条件を満たせば最長20年の分割払いが可能です。（特定森林計画立木なんていうものもありますが今回は割愛します）

1. 今回のもしもの前提

	カツオ	ワガメ
相続財産の総額 (①)	40,000,000	30,000,000
不動産等の価額 (②)	40,000,000	20,000,000
不動産等の割合 (②/①)	100%	67%
各人の納付する相続税額	1,800,000	1,500,000



2. 期間

延納が認められる期間は、相続財産の種類や相続財産に占める不動産等の割合によって決まります。土地・建物はもちろんのこと、換金性の著しく低い一定の同族会社株式や事業用の固定資産も、ここでは『不動産等』に含まれるのでぜひ覚えておきましょう。不動産等の割合が高ければ、金銭納付がより困難でしょうということで認められる期間が長くなります（例：不動産等の割合が75%以上なら最長20年、同じく50%以上なら最長15年）。ただし、延納税額を10万円で割った数（二年数）が上記期間よりも短くなる場合、その短い方の年数を延納の最長期間とする、というしぼりがあります。したがって、今回カツオは最長20年・・・ではなく18年（180万円÷10万円）、ワガメは最長15年の期間内で任意に延納期間を設定することができます。

3. 手続き

延納申請書に、支払えない理由・相続財産に占める不動産等の割合など必要事項を記入して延納申請を行い、税務署の審査を受けます。また、延納税額が50万円以上の場合には、担保を差し出さなければ延納は認められません。たとえ延納税額が50万円未満であっても、それだけで即担保不要とはならず、延納期間を3年以内にしますという厳しい条件をもうひとつクリアしなければなりません。また、担保として提供できる資産の種類は決められており、信用のないものだと審査が通らない、ということも。

4. 利子税

延納期間中は本税の他、利子税（利息）を支払わなければなりません。その割合（税率）も相続財産のうちに占める不動産等の割合によって変わります。不動産等の占める割合が大きければ税率が低く、逆に小さければ税率は高くなり、原則として最高6%となっています。ただし現在（平成22年9月）は、基準割引率（昔で言う公定歩合）が0.30%という超低金利時代のため、バランスを考慮していくらか軽減された割合によることが認められています。今回のケースではカツオとワガメはそれぞれ2.1%（原則だと3.6%）となります。

5. 贈与税の延納

贈与税についても、5年の範囲内での延納が認められています。担保の提供については、相続税の延納と同じ条件となります。利子税の割合は原則一律6.6%ですが、相続税同様に軽減の取り扱いがあるため、適用上は3.8%（平成22年9月現在）になります。

